

## 令和4年度 周南市男女共同参画審議会議事録

1 開催日時 令和4年8月9日(火) 13時30分～14時30分

2 開催場所 周南市役所1階多目的室

3 出席者

|             |   |
|-------------|---|
| 委員<br>(15名) | 呉会長 福田副会長 田中委員 船井委員 米田委員<br>仁志委員 御園生委員 伊藤委員 丸山委員 酒井委員<br>近間委員 富永委員 中本委員 毎田委員 松下委員 |
| 事務局         | 環境生活部長 人権推進課3名  |

会議開始(13:30)

4 開会

【環境生活部長あいさつ】

【委員自己紹介】

【事務局自己紹介】

事務局 それでは、「次第3の議題」に移ります。

まず、「(1) 令和3年度周南市男女共同参画事業」について、事務局の説明を求めます。

議事(1) 令和3年度周南市男女共同参画事業について

事務局 「令和3年度周南市男女共同参画事業」につきまして、男女共同参画室の事業説明をいたします。資料はこちらになります。

男女共同参画室はすまいるプラン周南～後期～に基づき、啓発事業及び地域リーダーの育成を行っております。

主な啓発事業は、講座等の開催、男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行、男女共同参画週間や月間における普及活動、DVに関する啓発等でございます。

資料1ページの2の(1)にあげております、3年度の講座等の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの実施となりました。

①の男女共同参画推進員の企画講座は一部コロナの影響で中止があったものの、例年より開催数を増やして実施することができました。

②男女共同参画セミナーにつきましては、参加者の利便性を重視し、会場を周南市役所に設定してリモートによる開催といたしました。徳山大学委託事業のミニ・シンポジウムもリモート併用で開催しております。

また、DV防止の重要啓発といたしまして、③のDV防止講座を市内の高校、専門学校等で開催しております。こちらも新型コロナウイルス感染防止のため、リモート開催にご協力をいただきました。

全体的にみて3年度は、講座等の開催数はほぼ例年どおりですが、感染防止対策として会場での受講者数が制限されたため、受講者が大幅に減少しております。

このほか、本日資料としてお手元に配布しております、男女共同参画情報誌「じょいんと」は、研修やセミナーで配布するほか、図書館や市民センター、市役所の啓発コーナーなどに設置しております。

ページをめくっていただきまして、2ページは、各週間、月間での啓発、庁内での啓発周知等の取組状況を掲げております。

次に地域リーダーの育成としまして、男女共同参画推進員に関するご説明をいたします。資料は3ページの3(1)です。

男女共同参画の地域リーダーとして、男女共同参画推進員9名が活動しています。推進員は徳山、新南陽、熊毛、鹿野から選出された方々で、市が委嘱しております。山口県内でも男女共同参画推進員は周南市のみで、市の施策への協力をはじめ、地域において男女共同参画を推進する役目を担っています。

男女共同参画室は事務局として、推進員の活動を支援するほか、地域リーダーとしての資質を高めていけるよう研修などで育成を進めておりまして、推進員の具体的な活動につきましては、資料6ページにございます。また、このほかの市民活動支援につきましては、(2)のとおりです。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。

#### 4. 審議会等への女性の登用についてご説明いたします。

男女共同参画推進条例第11条において、市の審議会や委員会などの委員を委嘱するときは女性の割合が4割となるよう努めることとしております。

4ページのグラフにありますとおり、市の審議会等における女性の登用率については、目標指数40%のところ、令和3年度は32.4%、女性委員のいる審議会の割合は目標指数95%のところ、令和3年度は87.5%です。

女性委員の登用率を山口県内で見ると、5ページの上のグラフとなります。

県内各市の平均値は33.14%、もっとも高いのは宇部市の53.6%で周南市は6番目、平均値には届いておりません。今後も引き続き、男女の比率に配慮した選出に努めるよう勸奨してまいります。

次に資料の5、やまぐち男女共同参画推進事業者の認証についてです。この認証は山口県の事業で、仕事と家庭、地域生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくり、女性の育成、登用といった女性活躍の取組を行う企業等の事業者のことで、山口県はこれらの事業者を認証し、その取組を紹介するとともに、各種情報の提供や、入札評価による支援を行っています。

本市の基本計画における、認証事業者数の目標数値は70事業者となっていますが令和3年12月現在、周南市では61事業者が、県内では734事業者が認証されています。今後とも県とともに周知活動を継続してまいります。

最後に、資料の7ページは、本年2月に開催いたしました書面会議におけるご提言に対し市の今後の対応として考え方を掲げています。ご説明は以上でございます。

**議長** 　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等があればお願いします。

**委員** 　7ページの提言に対する市の対応についてですが、ハンドブックの作成について、ある程度の案が出ているのか、これから作っていくのかをお教えいただきたいです。

**事務局** 　PRの強化ということで市の今後の対応の案として記載させていただいています。  
ハンドブックを作成し、その中で地域等による好事例のPRを検討しています。検討の段階であり、詳細は決まっていません。どなたにも親しみやすい身近な課題を様々に取り上げて地域の集まりに推進員に行ってもらい、ハンドブックを皆さんに見ていただきながら、みんなで一緒に考えてく。そういった啓発の仕方を検討しています。

**委員** 　5ページですが、宇部市は目標値より高い数値となっていますね。県内初めて女性の市長が出ており、そういったこともあっての結果なのでしょうか。

**事務局** 　宇部市の数値についての分析はありませんが、周南市の32.4%というのは、ここ数年似たり寄ったりの数値で行き来しています。  
審議会を開催する前に改選のタイミングに合わせて、女性委員の登用をお願いしたい、という言い方で呼びかけをしています。推薦団体からの推薦が男性だったから、不採用ということにはならないのが現状です。時間がかかりますが、女性の登用について継続して周知していきたいと思います。

**委員** 　啓発活動でのフィードバックについては。

**事務局** 　アンケートを集計し、集計結果を次回の出前トーク等に結び付けて取り組むようにしています。

## 議事（２）令和３年度周南市男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況

議長 次に、「（２）令和３年度周南市男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況」について、事務局の説明を求めます。

事務局 「令和３年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況」について、ご説明いたします。こちらの黄色の冊子が、３年度の報告書でございます。

この報告書は、「第２次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南～後期～」における、３つの基本目標と１１の重点項目について、令和３年度中に実施した市の男女共同参画推進事業及び関連事業の実施状況を調査し、年次報告するものでございます。

報告書の構成についてご説明いたします。４ページから１１ページに、３つの基本目標の説明と１１の重点項目の要点、目標指数と実績を記載しております。

基本計画における目標指標につきましては、１３ページ及び１４ページに達成状況一覧表を記載しております。

また、市の具体的な施策につきましては、１５ページから３４ページに、基本目標と重点項目ごとに、具体的な事業と実施状況、担当課、及び評価を記載しております。

それでは主な内容についてご説明いたします。報告書の４ページをご覧ください。

基本目標１は、男女がともに活躍できる地域社会づくりです。男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策、方針決定に「参画」すること、雇用の分野における女性の参画、そして仕事と生活、地域活動の両立の推進が基本目標の１の内容でございます。重点項目は５つ設定しております。

重点項目１、あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大におきましては、審議会における女性の登用率のほか、市の課長級以上の女性職員の割合を記載しております。３年度は令和２年度の９．２％から、２．５ポイント下がり６．７％となっております。

５ページをお開きください。

重点項目２は、仕事と生活の調和の推進について、男女がともに家庭的責任

を担っていくための市の支援事業などについて触れております。支援事業のうち「病児保育施設」は令和3年度にあらたに1施設増設となりました。なお、市男性職員の育児休業取得者は、令和3年度は4名でした。

重点項目3は、働く場における男女共同参画の推進、ここでは女性が出産・子育てなどで仕事を中断するM字カーブのこと、そして雇用の分野における男女の機会の均等や、多様な働き方ができる職場環境づくりの必要性を挙げております。

目標指標は6ページにございます。女性の市内就業者数は17,658人で平成30年度を上回りますが、農林漁業の分野における指標につきましては、

- ・「家族経営協定数」は、平成30年度より1世帯増
- ・「農業委員に占める女性の割合」は平成30年度より0.9ポイント下がり16.7%
- ・「農地利用最適化推進委員」は平成30年度より6.2ポイント下がり、6.3%となっております。

重点項目4は、地域社会における男女共同参画の推進を挙げております。目標指標は、自治会長に占める女性の割合で令和3年度は13.2%、目標数値を達成しております。

重点項目5は国際社会における男女共同参画の推進、7月に発表されたジェンダーギャップ指数の結果についてと、目標指標の国際交流事業参加者数についてあげております。なお、国際交流事業参加者は新型コロナウイルスの影響を受け、平成30年度より570人減となりました。

基本目標1はここまでとなります、次に基本目標2にまいります。

7ページをお開きください。

基本目標2は男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり、人づくりを挙げております。

誰もが一人の人間として尊重され、性別による差別を受けることなく生きていける社会づくりに向けた、意識づくり、人づくりに必要な事項として、重点項目6～8を挙げております。

重点項目6は、社会制度や慣行の見直しについてです。男女共同参画に関する認識を深め、社会的な制度や慣習を見直していくため、啓発や広報活動の必要性を挙げています。

8ページをお開きください。

重点項目7は男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進についてです。

固定的な性別役割分担意識の改善のため、男女共同参画の視点に立った教育、学習機会の充実を図ること、そして女性のエンパワーメントの促進や企業

のダイバーシティの尊重といった多様な価値観を包括する教育の必要性を挙げております。

重点項目 8 は市民との協働と推進体制の整備充実についてです。

男女共同参画社会の実現には、市民と行政との協働が重要であること、本計画を実効性のあるものとするためには、庁内組織の機能充実を図り、各所属が連携して実行にあたること、審議会の意見を反映し認識を共有することを挙げております。

9 ページをお開きください。

基本計画 3 にまいります。

基本計画 3 は男女が健康で、安全安心に暮らせる社会づくりです。

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、健康で、安心して暮らしていける社会づくりが重要となります。

まず、重点項目 9 においては、あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現、を挙げております。

女性や子供に対する暴力を社会全体で許さない市民意識の醸成、あらゆる暴力を未然に防止し、暴力根絶に向けた取組を推進します。

相談体制としましては、DV 被害者への適切な支援のため、こども・子育て相談センターに女性相談員を配置し、警察、児童相談所との連携の充実と被害者の安全確保、必要な支援を行います。

このほか、もやいネットセンターを核として福祉の総合相談体制を構築しております。

10 ページをご覧ください。

重点項目 10 は、生涯を通じた健康づくりの推進です。

女性が安全、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育て期に切れ目のない支援体制を強化すること、生涯を健康に過ごすため健康診査等による早期発見、早期治療への取組を挙げています。

目標指標の、妊婦の健康診査受診率は令和 3 年度 99.0% で、目標値を下回りましたが、これは母子手帳を周南市で受け取った方の転出があったため、そしてもう一つの目標指標である、市の特定健康診査受診率は 34.3% で平成 30 年度を 2 ポイント上回りました。

重点項目 11 は、みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくりです。

高齢者、障害者、一人親家庭といった、社会環境の変化により不安定な状況に置かれがちな立場の人や、LGBTs の人権が尊重され、あらゆる人が安心して暮らしていける環境づくりには、男女共同参画の視点に立った施策が必要であること、そして防災分野においても女性の参画が必要とされることを挙げています。

目標指標である、認知症サポーター養成者数は累計14,935人で30年度から1,597人増加しています。

また、もう一つの目標指標、11ページの、防災会議の8号委員に占める女性の割合は33.3%で30年度と変わりませんでした。

報告書につきまして説明は以上です。

**議長** 　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等があればお願いします。

**委員** 　重点項目3について。私の勤めている会社は3年ほど前から高卒、新卒の女性社員が現場にも配属されるようになりました。周南市は多くの化学メーカー企業があるが、そういった企業はもっと前、6年～7年前ごろからすでに採用を進めていたんじゃないかと思いますが、18歳で入社した女性がちょうど育児との両立などの時期に差し掛かっているのではとっていて、やはり女性社員が妊娠してしまうと、現場の男性社員も覚悟がいることだったり、そういったことがないような、支援があれば良いなと思うのですが。

**事務局** 　企業に対しての市からの啓発が必要であると痛感しております。企業の規模に差があり、体力の差もあり、男女比率についても様々だと思いますが、女性が結婚し、妊娠し、出産して、という中で、それでもスムーズに回れば…という質問だと思います。企業自体の問題もあろうかと思いますが、国も法律を改正して取り組んでいます。市も継続的に啓発に取り組んでまいります。

**委員** 　5ページの重点項目2について。男性職員の育児休業取得者の割合を令和7年度までに30%以上にすると思いますが、この趣旨というのは7年までの間でたった3割なのか、という印象です。

企業にもお願いする立場ならば、市が目標になって、「市がこれだけ頑張っているのだから、企業も頑張ってもらいたい」という姿勢が欲しいと思います。目標設定の意味合いが違っていたら申し訳ないが、私はそういう風に受け取ってしまいます。

**事務局** 　今のところは、令和7年度までに30%という目標にしています。目標は見直していくものだと認識していますが今のところは申し上げられません。目標値より実績が上がってくれば、目標値の引き上げも検討できますが現在の男性取得者は4人となっています。

なかなかハードルが高いのが現状です。まず行政が実施できないと、企業も難しいというのも、重々承知しています。

**委員** 　13、14ページの一覧表で、数字がなくハイフンであるのは何故でしょうか。

**事務局** 平成30年度の調査以降、調査をかけていない項目となっており、来年度調査をかける年となっています。5年に一度調査となっており、アンケート結果が反映されます。

**委員** 女性が高齢者の面倒をみているデータなどがありますか。

**事務局** 報告書の5ページ重点項目2の真ん中あたりに関連しますが、基本計画にも、この報告書についても、アンケートの結果しか記載していません。

男性と女性の割合などのデータはお調べしてご回答いたします。

アンケートの細かいところはすまいるプラン周南の34、35ページにアンケートの状況や課題を載せているが、これは意識や考え方のアンケートであり、実態については反映されていません。

担当部局が実態のデータを所有しているかもしれないので、そういった関係部局にも諮り、回答をしたいと思います。

**議長** このほか協議事項はありませんでしょうか？

それでは、次に「4 山口県人権推進指針及び周南市人権行政基本方針」について、事務局の説明を求めます。

#### 4 山口県人権推進指針及び周南市人権行政基本方針について

**事務局** それでは、人権推進課として、改めて「山口県人権推進指針及び周南市人権行政基本方針」について簡単にご説明させていただきます。

幅広い人権課題への対応やより一層の人権を尊重した行政の推進など、人権に関する総合的な取組を推進するために、「山口県人権推進指針」は平成14年に策定され、平成19年、平成24年3月と改定されております。

周南市におきましても、「山口県人権推進指針」に沿って、平成24年4月に「周南市人権行政基本方針」を策定しております。この県の指針と本市の方針につきましては、先日、資料とともにお送りしておりますので、今一度お目通しください。

本市におきましては、「市民一人ひとりの人権が尊重されるまち」をめざし、「じゅう（自由）」「びょうどう（平等）」「いのち（生命）」の3つのキーワードの視点で、人権尊重の視点に立った施策の推進、人権に配慮した行政の推進、そして市民が主体となる活動の推進を支援するなど、諸施策を総合的に推進しています。

具体的に取り組む課題として、「山口県人権推進指針」を開いていただきますと、右下のピンクの部分に、16の人権課題が掲載されており、この16の分野別施策の第1番に挙げられているのが、「男女共同参画」です。

市の全庁的な横断的な取組とともに、各部・各課においても人権尊重、また、男女共同参画の視点を踏まえた施策の具現化を図っていきます。

また、時勢に応じて新たな課題も出てきている中であって、今後ともさらなる人権教育や人権啓発の推進も図ってまいります。

以上で説明を終わります。

**議長** ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご意見・ご質問等があればお願いします。

**委員** 山口県人権推進指針について、我々市民の意見をどのように反映させているのですか。

**事務局** 県の指針は、最終的にこういった形でまとめられていますが、当時の県の有識者や審議会等での意見を反映してきたものです。

この指針ができあがって大分経っており、今後、検討していく中で、県も様々な意見等を聞き検討し、アンケートを取るなどして、いろいろな手法で反映させていくと思います。

各自治体の意見を聞く場、審議会としての意見があれば、市が集約して周南市として課題を整理し、声をあげていきます。今後も、ご意見を頂戴する場を設けていきたいので、ご協力をお願いしたいと思います。

周南市の行政基本方針も、県の指針を踏まえながら作成し、形にしたもので、この方針も今後検討していく場合にも、審議会等の場などで広く意見を頂戴し、ご相談させていただきながら、作っていきたいと思っています。

**議長** よろしいでしょうか。委員の皆様から、その他に協議事項はありませんでしょうか？

他に協議事項がないようですので、以上で、本日の議事を終了いたします。議長の役を終え、進行を事務局にお返ししたいと思います。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

**事務局** ありがとうございました。

それでは「次第5. その他」として、事務局から連絡事項がございます。

**連絡事項伝達**

会議終了（14：30）